

発議案第 13 号

刑事デジタル法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 25 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、刑事デジタル法の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

刑事デジタル法の廃止を求める意見書

企業や個人に対し、捜査機関がスマートフォンやインターネット上の膨大な電子データの提供を罰則付きで命じることを可能とする情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（刑事デジタル法）が本年５月１６日に成立した。

同法は、捜査機関が記録媒体に複製することなくオンライン上で直接データを取得できるようにするもので、事業者に対しては捜査機関に提供したことを漏らさないよう義務付ける秘密保持命令が可能となり、違反した場合の罰則も定められた。

そのため、捜査機関は本人に知られることなく現状よりも速く大量のデータを収集、保有、利用することができるようになることから、事件と関連がない大量の情報が捜査機関に収集される危険性が高まると指摘されている。

また、同法では、オンライン証人尋問や盗聴の対象犯罪の拡大など、捜査機関の利便性や権限を拡大する一方、被疑者、被告人の立場に置かれた市民がオンラインで弁護人と接見し、電子化された書類を授受する権利を認めていないなど、国民の権利保障や弁護活動に資する制度は盛り込まれていない。国民の権利、自由を守るため、捜査機関による情報の収集、保有、利用の濫用防止、消去等のルールと、独立した第三者機関を設置する立法措置こそ必要である。

よって、本市議会は国に対し、刑事デジタル法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年７月４日

八 千 代 市 議 会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様
法 務 大 臣 様